

宝達志水町起業・創業支援事業 Q & A

- Q1 申請はどうすれば良いのか？
- Q2 既に開業しているものは対象となるのか？
- Q3 現在事業を営んでいますが、異なる業種の事業を新たに展開しようと思っており、新規創業に該当するか？
- Q4 対象者が所有している土地、または建物で、新たに創業する場合は対象となるのか？
- Q5 親族等が経営している事業所の譲渡を受ける場合は、補助の対象になるか。
- Q6 対象者が過去に経営し、既に空き店舗、遊休施設となっている事業所を「対象者の子など」が新たに事業を開始した場合は、支援の対象となるか？
- Q7 自宅を事業所とした場合は対象となるか？
- Q8 他者が経営していた飲食店等の空き店舗を買い取り、又は賃貸借し、新たに飲食店等を開業した場合は支援の対象となりますか？
- Q9 対象者は宝達志水町民に限られるのか？
- Q10 飲み屋を開きたいのですが、対象となりますか？
- Q11 創業時に従業員を雇用すると、補助金の加算を受けられると聞いたが、この場合の従業員の範囲は？
- Q12 所得税法229 条とは？
- Q13 農林水産業も対象になりますか？
- Q14 営業許可書の写しについては、許認可が出ていない段階では、申請した書類の写しは必要ですか？
- Q15 納税証明書は、いつのものが必要ですか？
- Q16 機械や備品等の見積書は金額に関わらず、全て必要ですか？
- Q17 太陽光発電に関する事業は対象になりますか？

Q1 申請はどうすれば良いのか？

A1 申請については、対象となるかなど、申請前に十分に相談をお願いしたい。また、対象事業者の要件に商工会経営指導員の指導を受ける必要があるため、事前に相談をお願いします。

Q2 既に開業しているものは対象となるのか？

A2 対象とならない。申請日時点で、既に開業しているものは、対象となりません。

Q3 現在事業を営んでいますが、異なる業種の事業を新たに展開しようと思っており、新規創業に該当するか？

A3 該当しない。補助金申請時において税務署に開業届が未提出なことが条件となるため、現在事業を行っている者が業種を変えて新たな事業を開始しても、対象となりません。

ただし、現在営んでいる事業を廃業し、税務署に廃業届を提出して開業届が未提出となった後で、新たに創業する場合には対象となります。

Q4 対象者が所有している土地、または建物で、新たに創業する場合は対象となるのか？

A4 対象に成り得る。ただし、支援の対象となるのは、新たに創業するものが対象となる。

Q5 親族等が経営している事業所の譲渡を受ける場合は、補助の対象になるか？

A5 経営者の変更と考えられるので、新たな事業所の開設とは認められないので対象となりません。

Q6 対象者が過去に経営し、既に空き店舗、遊休施設となっている事業所を「対象者の子など」が新たに事業を開始した場合は、支

援の対象となるか？

A6 全く別の事業であるなど、事業所の継承ではなく、起業出店と認められる場合は、支援の対象となり得ます。

Q7 自宅を事業所とした場合は対象となるか？

A7 なります。ただし、補助金の対象となるのは、事業所に係る費用となるので、住居と事業所の境を明らかにする必要があります。

Q8 他者が経営していた飲食店等の空き店舗を買い取り、又は賃貸借し、新たに飲食店等を開業した場合は支援の対象となりますか？

A9 単なる経営者の変更ではなく、起業出店と認められる場合は、支援の対象となり得ます。

Q9 対象者は宝達志水町民に限られるのか？

A11 限られない。宝達志水町地内で開業することが要件となります。開業に伴い町外の方が、町内に転入した場合は、補助金の加算が受けられます。

Q10 飲み屋を開きたいのですが、対象となりますか？

A10 居酒屋ならば深夜0時以降まで営業しようとする場合は、保健所の許可に加えて警察署の許可も必要になります。その場合、風営法の第33条 深夜酒類提供飲食店営業となるので、対象外となります。

Q11 創業時に従業員を雇用すると、補助金の加算を受けられると聞いたが、この場合の従業員の範囲は？

A11 雇用保険の被保険者となる労働者を指します。正社員はもちろん、パートタイム労働者でも雇用保険の適用基準を満たしていれば対象となります。

Q12 所得税法229 条とは？

A12 （開業等の届出）のことで居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらに移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から1月以内に、税務署長に提出しなければならない。という法律です。

Q13 農林水産業も対象になりますか？

A13 個人、法人とも農林水産業は対象になりません。

Q14 営業許可書の写しについては、許認可が出ていない段階では、申請した書類の写しは必要ですか？

A14 許認可を申請中で、まだ営業許可書が出ていない場合は、申請書類の写しを提出してください。

その後、許認可を受けた時は、速やかに営業許可書を提出してください。

Q15 納税証明書は、いつのものが必要ですか？

A15 現年分を含む4年間の納税証明書が必要です。

Q16 機械や備品等の見積書は金額に関わらず、全て必要ですか？

A16 金額の大小に関わらず、見積書の提出をお願いします。見積書がとれない場合は、金額が分かるものがが必要です。

Q17 太陽光発電に関する事業は対象になりますか？

A17 太陽光発電に関する事業は対象になりません。